

Universal Oneサービス契約約款（第6編）【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第14章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～12 （略）

（高額利用割引）

13 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下13において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ア （略）

イ クローズドコンピュータ通信網契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する2以上のクローズドコンピュータ通信網契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものに限ります。以下13において同じとします。）により構成されるもの又はクローズドコンピュータ通信網契約及び**当社の**他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下13において同じとします。）に係る契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下13において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下13において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成するクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料の合計額又はクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料と**当社の**他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下13において同じとします。）との合計額をいいます。以下13において同じとします。）が100万円（110万円）を超えるとき。

割 A B以外の場合

（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第6編）

（平成23年B N Sネサ第100017号）
実施 平成23年5月10日

目次 （略）

第1章～第14章 （略）

別記 （略）

料金表

通則

1～12 （略）

（高額利用割引）

13 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下13において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ア （略）

イ クローズドコンピュータ通信網契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する2以上のクローズドコンピュータ通信網契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものに限ります。以下13において同じとします。）により構成されるもの又はクローズドコンピュータ通信網契約及び**他の**電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下13において同じとします。）に係る契約（そのクローズドコンピュータ通信網契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下13において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下13において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成するクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料の合計額又はクローズドコンピュータ通信網契約の定額利用料と**他の**電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下13において同じとします。）との合計額をいいます。以下13において同じとします。）が100万円（110万円）を超えるとき。

割 A B以外の場合

（略）

～2022年6月30日

2022年7月1日～

引 額	B 高額利用指定 回線群に <u>当社の</u> 他の電気通信サ ービスに係る契 約を含む場合	(略)
--------	-------------------------------------------------------------	-----

引 額	B 高額利用指定 回線群に他の電 気通信サービ スに係る契約を 含む場合	(略)
--------	--------------------------------------------------	-----

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)～(7) (略)

(注) 13の(1)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス及びUniversal Oneサービス契約約款(第2編)に規定するI P伝送サービスとします。

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、クローズドコンピュータ通信網契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)～(7) (略)

(注) 13の(1)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス、Universal Oneサービス契約約款(第2編)に規定するI P伝送サービス及びエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

第1表～第3表 (略)

料金表別表 (略)